

## 職業性疾患・疫学リサーチセンター

## 関西支部ニュース

発行責任者 水嶋 潔  
東大阪市高井田元町1-3-1  
みずしま内科クリニック内  
TEL06(6781)3330  
<http://oe-rc-kansai.sakura.ne.jp>

# いつまでも裁判を繰り返している場合ではない

弁護士 福山和人

示義務付けを怠った責任

【屋内作業との関係】

1974年1月1日～2004年9月30日まで（マスクは平成7年まで）、①防じんマスク着用及び集じん機付き電動工具使用義務付け、②警告表示義務付けを怠った責任

【屋外作業との関係】

2002年1月1日～2004年9月30日まで、①集じん機付き電動工具使用義務付け、②警告表示の義務付け等を怠った責任



## 京都1陣訴訟の大坂高裁判決後の記者会見

### [1] 大阪高裁で全面勝訴！

2018年8月31日、大阪高裁第4民事部（田川直之裁判長）は、関西建設アスベスト京都1陣訴訟において、国及び建材企業の責任を認め、国に対して総額1億8885万円余り、建材企業10社に対して総額1億1319万円余りの支払いを命じる原告全面勝訴判決を言い渡した。

本訴訟は、建築現場において建材から生じたアスベスト粉じんにばく露し、肺がん・中皮腫等の重篤な病に罹患した建築作業従事者とその遺族が、アスベスト建材の製造販売企業と規制を怠って流通を促進した国に賠償を求めた訴訟である。被害者25名のうち、既に16名が死亡（提訴後死者11名）という現実が物語るように、その被害は極めて深刻である。元気に法廷で証言された原告さんたちがバタバタと亡くなっていく。私たち弁護団にとっても大変辛い事件であった。

本判決は、国の責任について、1審判決同様、以下の責任を認めた。

### 【吹付作業との関係】

1972年10月1日～1975年9月3日まで、①送気マスク着用義務付け、②警告表

また本判決は、企業についても1審判決を踏襲して、吹付工との関係では1972年10月1日から、屋内作業者との関係では1974年1月1日から、屋外作業者との関係では2002年1月1日から、各建材の販売終了時まで、石綿含有の有無や危険性等について警告表示を行わずに製造販売した責任を認めた。

### [2] 判決のポイント～国の責任

最初の横浜地裁判決を除いて、国の責任は一定認められてきたが、一人親方と呼ばれる個人・零細事業主は安衛法の保護の対象外だとして救済が認められなかった。しかし建設業界では、コスト削減等のために多くの労働者が早々に独立して（させられて）、一人親方として就労するケースが多い。形式上独立したとはいえ、実態は労働者と変わらない彼らが保護されないというのは著しい不条理で、この点が国の責任に関する最大の論点だった。

この点、本判決に先立つ2018年3月14日の東京1陣訴訟東京高裁判決が一人親方に対する関係で初めて国の責任を認めており、本判決はその流れを前に進めるのか、逆流させるのかが問われていた。

本判決は「労働者と認められるか否かによって就労状況に特段の違いがあるとはうかがわれない」と判示して一人親方の就労実態が労働者と同様であることを明確に認定した上で、「旧労基法、安衛法や関連法規を考慮すれば、少なくとも労働者と変わらない時間作業現場に所在するものや労働者の家族などの安全を保護する趣旨を含むものと解するのが相当」と安衛法等の保護が一人親方にも及ぶとして、一人親方に対する関係で国の規制権限不行使を違法と断じた。

また各地の判決の多くは、国の規制権限不行使の違法事由を、防じんマスクの着用義務づけと警告表示義務付けに絞っているが、本判決は1審判決同様、集じん機付き電動工具の使用義務付け、吹き付け作業における送気マスク着用義務付けの懈怠責任をも認めるとともに、屋外作業の危険性についても明確に認めた。責任始期についても、1審同様、吹付工との関係で1972年、屋内作業との関係で1972年と最も早い時期を取って救済範囲を拡げている。

### [3]判決のポイント～企業の責任

京都地裁の1審判決は全国で初めて企業責任を認めた画期的な判決であったが、高裁がそれを維持しさらに企業に対する責任追及の門戸を拡げるのかも大きな争点であった。特に、上記の東京1陣訴訟東京高裁判決が企業責任を否定していただけに、その流れを断ち切ることができるかが問われていた。

この点、本判決は、建材企業が警告表示をせずにアスベスト含有建材を製造販売した共同不法行為責任を認め、1審判決の9社から10社に責任を負うべき企業の範囲を拡げた。

そもそも多数の現場を渡り歩き、不特定多数の建材から長期にわたって石綿粉じんに曝露し続ける建設作業従事者にとって、どの企業のどの建材からアスベスト粉じんを吸引したのかの特定が極めて困難である。被告企業らは共同不法行為成立のためには個々の建材の到達の立証が必要と主張したが、本判決は、事案の特性を踏まえて、建材の到達は不要で「到達の相当程度以上の可能性」があれば足りると明確化するとともに、他に原因者がいないことの立証も不要と明示して、被害者救済の道を拡げた。

### [4]関西W判決の意義

本判決は、一人親方の救済と企業責任を両方認めた全国初の判決で、画期的な勝訴判決だった。特筆すべきは、京都地裁の1審判決で唯一敗訴した1審原告についても請求を認容し、文字通り全員勝訴判決となったことである。1審判決のときは勝訴判決に沸き立つ中で、一人うな垂れる遺族原告がいたことが痛恨の思いだつたが、今回は本当にうれしかった。



### 大 阪 1 陣 訴 訟 の 大 阪 高 裁 判 決

本判決の約3週間後、9月20日には、大阪1陣訴訟の大坂高裁判決が言い渡され、そこでも一人親方の救済も含めて国の責任が認められるとともに、企業責任も認められる全面勝訴判決が言い渡された。同判決は、高裁レベルで初めて国がアスベスト含有建材の製造禁止を怠った責任も認めた。さらに同判決は建設現場では国の住宅政策に起因して被害が拡大したとして、国の責任割合をこれまでの3分の1から2分の1に引き上げた。

このように、京都・大阪の高裁W判決は、一人親方救済と企業責任がもはや高裁レベルでも揺るぎない司法判断の流れとなったことを決定づけるとともに、違法事由や責任期間、責任割合などで、被害救済を大きく拡げるものとなつた。焦点だった一人親方問題は地裁レベルでは7戦全敗だったが高裁では4戦3勝、企業責任も7戦2勝が4戦3勝と、明らかに潮目が変わつた。いまや各地の裁判所がよりよい判決を目指して競っている感すらある。この流れを作り出したのは、寺前原告団長をはじめとする原告たちの命を削る闘いに他ならない。亡くなられた原告のみなさんにこの全面勝訴を捧げたい。

## [5]今後の課題

関西のW判決を受けて、私たちは国と企業に対し、徒に解決を長引かせるのではなく「命あるうちの解決」という原告たちの願いに応えて、上告を断念し話し合いのテーブルにつくよう求めた。しかし、国と全ての敗訴企業は上告したため、私たちもやむなく上告した。1陣訴訟の舞台は最高裁に移る。

しかし、アスベスト建材は1960年代から2006年に禁止されるまで、日本全国の建設現場で大量に使用された。アスベスト使用の建物の解体のピークは2030年代、今後数十万人の被害者が出ると推定されている。史上最大の産業被害と言われる建設アスベスト被害の早期解決のため、私たちは被害救済のための基金制度の創設を国と企業に働きかけている。これは待ったなしの課題

だ。いつまでも裁判を繰り返している場合ではない。

特に国は、京都・大阪のW判決敗訴により10連敗となった。判決後の厚労省交渉の席上、「これほど連戦連敗を続けながら国が解決のための協議に応じなかつた例があるか」と私たちが問うたのに対し、担当者は「承知していない」と述べた。少なくない被告企業が、「国が呼びかければ協議に応じる」旨表明している下で、国が裁判にしがみついて解決を引き延ばす姿勢は犯罪的ですらある。

弁護団としても、原告団、京建労、全国の仲間とともに力を合わせて、1陣最高裁、2陣京都地裁の裁判を全力でたたかいながら、国及び企業に対し、アスベスト被害者の早期完全救済と被害根絶を求めて引き続き奮闘する決意である。

## 《年末恒例 関西支部学習会》

### 【間質性肺炎の治療と抗線維化薬の 石綿肺への適応拡大について】

12月18日、ニッセイ新大阪ビルで、水嶋潔支部長と伊藤明子副支部長を講師に学習会を開催しました。

#### 【講演の趣旨】

- ・現在の石綿肺の治療として、咳止め、痰切り、抗生剤、気管支拡張剤、ステロイド、酸素療法、新たな抗線維化薬がある。
- ・石綿肺疑いの進行性肺線維症に対するピルフェニドンによる治療についてレトロスペックティブな症例群は、十分に忍容性があり、FVCの安定化なし改善の効果が見られた。
- ・新しい薬の使用により石綿肺の患者さんの予後が改善できる可能性がある。

#### 水嶋支部長



### 【建設アスベスト訴訟の到達点と課題、 石綿建材の製造等禁止に関する 国の責任】



#### 【講演の趣旨】

- ・建設アスベスト訴訟の10年とこれから。
- ・石綿建材の製造等禁止に関する国の責任。
- ・製造使用禁止に関する主

#### 伊藤副支部長

#### 張の概要。

- ・石綿の重大なリスクと建築現場における管理使用的限界。多数の粉じん発散源があり作業内容も多様で稼働も多い建築現場では、たとえ防じんマスクを用いたとしても低濃度ばく露を確實に防止することは不可能であり、石綿の管理使用に限界があったことは明らか。そうである以上、国は石綿建材の製造使用を禁止すべきであった。
- ・石綿建材のノンアス化状況と規制の必要性。国が規制すれば、速やかに完全なノンアス化が図れたことがわかる。石綿建材の安さは、本来、石綿粉じん対策に必要な社会的コストを無視し、将来確実に発生する犠牲者の下での見せかけの安さであったことを見過ごしてはならない。
- ・石綿の生産量等の推移、主な石綿建材のノンアス化の時期、各国の石綿消費量等の説明。

## 《学習会終了後、恒例の忘年会》



# アスベスト規制への動きをどうみる

伊藤泰司

現在、日本のアスベストの主に飛散防止のための施策や規制は、欧米と比べて20年から30年遅れていると言われている。

その重い腰を上げるかのように、少しだが動き始めている。これがホントに有効な動きとなるのかそれともこれまでと同じように、抜け道を残した規制で茶を濁すのか大きな分岐点になっている。

まず、これまで国交省が言い出した「石綿含有建材調査者」制度と、厚労省がかかわってきた石綿作業主任者研修や、石綿作業特別講習などという制度が併存してきたが、これを「石綿含有建材調査者」制度に一本化していこうという動きがその一つだ。

国交省、厚労省、環境省の三省がそろってこうした資格制度を整えようとするのは、解体工事前の事前評価を誰がしたのかということが問題となってきたことが背景にある。あるいは日本にはアスベスト除去工事がちゃんとできているかどうかを検査する制度がない。これらを資格を持った人に検査させるべきであるというのが多方面から指摘されてきた。

こうして「石綿含有建材調査者」が事前調査や完了検査を実施するということになるのだが、その資格の中身がかなり心配なのだ。

現在、国交省がつくってきた「石綿含有建材調査者」制度は、5日間の座学や実地研修がある。ところが新制度は、この現行調査者制度資格者を、「特定」を冠した「特定石綿含有建材調査者」とし、その下に、「特定」を冠しない調査者とするという。その資格は、現在の「石綿作業主任者研修」修了者が2日程度の講

習をうければ与えられるものというものだ。

つまり、現在石綿建材を扱う場合に必須の「主任者研修修了者」が少し講習をうければ、「調査者」資格を与えられそれらが事前調査を行うということになるというものだ。業者内部の人材に資格をあたえて、それが調査したとお墨付きを与えるということになる。

これで欧米から20年、30年遅れた現状を改善できると考えているのだろうか。イギリスでは、毎年更新の資格制度であり、例えは完了検査はその資格を持つ人が、一週間ほどをかけて実施するという。せめて実施業者以外の、行政担当者が調査するなどの保障が必要だと私は考える。

日本のこの、安上がりの資格制度を内実あるものにするのは、市民の監視と運動、建設従事者が知識と経験を積みレベルアップしていくことが大きな課題となりそうだ。

## [その他の動き]

これと併せて、厚労省でも、環境省でもアスベスト飛散・ばく露防止の検討会が開かれている。焦点は、レベル3建材について解体の際にちゃんと届け出と検査制度（適正工事の検証も）を位置付けること。環境省では、大気汚染防止法で、規制対象から外しているレベル3建材を位置付けること。大防法で過失による飛散（知らなかつたので飛散した）が処罰の対象とされないというこの事態を改善することなどが焦点となる。

どちらの検討会でも、「規制を強化するべし」という意見が多数でている。それが「一応言わせた」ということに終わってしまわないか。私たちの注視が必要である。

この件について引き続き報告していきたいと思う。

